

令和6年修正千代田区地域防災計画（案）に対する意見概要及び区の考え方

意見者：3人 意見数：12

NO.	意見提出者の区分 (意見を提出できる方)	意見内容	回答
1	区内に住所を有する方	減災対策の一貫として電線地中化を早急に完遂していただく必要があると考えます。 停電リスク、電線接触のリスク、避難経路上の障害となり高齢者小児障害者等の迅速な避難、緊急車両の通行などに支障を来す恐れがあります。	区内の無電柱化については、国道・都道ではほぼ100%整備されており、区道の整備状況については、約30%です（令和4年度時点）。 区道の整備については、今後も一層推進してまいります。 なお、頂きましたご意見については、関連部署に共有いたします。
2	区内に住所を有する方	区内残留する在勤者や帰宅困難者、火災被災者などが避難所利用を余儀なくされる可能性は十分ありますので、避難所のインフラと備蓄のさらなる充実をお願いしたいと考えます。 具体的には、避難所になりうる全ての施設への冷暖房完備、プライバシーの確保できる世帯ごと等のテント（小屋タイプ、プレハブタイプ等もあるようです）、折り畳みベッドや椅子、防寒着、冷却剤、液体ミルク、レトルト離乳食、オムツ、衛生用品（生理用品、保湿剤、消毒剤、ドライシャンプー、虫除け、せっけん、ウエットティッシュ、歯磨きシート、紙コップ）、各種充電器とアウトドア用などのソーラー発電電機、衛星電話等が考えられます。 特にトイレ周辺での性犯罪が知られるようになっており、仮設トイレは絶対数増加のうえで男女別エリアに設置し防犯カメラを避難所内とトイレエリアに設置することも必要だと考えます。障害者が使用できるような仮設トイレの設置についてもご検討ください。女性エリアのトイレはもちろん小児も利用可としたうえで、すべての個室に生理用品を各種設置してください。	避難所の設備については、避難所となる区有施設の改築等に合わせて今後も充実させていきます。また、備蓄物資についても、従前のものを適切に管理しつつ、新たな品目や運用方法を検討して参ります。
3	区内に住所を有する方	伝染性疾患（感染性胃腸炎、インフルエンザ等）の流行も想定されますので、隔離エリアの準備も避難所設営計画に加えていただきたいです。 外部からの支援を躊躇なく受け入れる体制構築もぜひお願いいたします。 高齢者、小児、障害者、妊婦など最も立場の弱い人々が安心して一時避難できるよう、弱者目線での不足を補う修正をぜひお願いいたします。	避難所における感染症患者が発生した場合の隔離等の措置については、「新型コロナウイルス感染症対策編」として基本的な避難所運営についてまとめた「千代田区避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」（令和3年3月）」で定めました。また、避難所毎に、隔離場所の指定など詳細な対応要領についてまとめたマニュアルを策定しています。 受援体制の構築については、千代田区社会福祉協議会との連携強化、関係機関との災害時協定締結など、取組みの推進に努めているところです。 また、区民の避難生活を安全・安心なものとするため、区では避難所運営本部組織に女性支援班を新設等、多様な視点で避難所運営が行われるよう、防災対策の推進に努めているところです。今後の検討にあたり参考とさせていただきます。
4	区内に住所を有する方	包括的且つ詳細な内容だと思いますが、総則のP15からP16を例にとると、千代田区全体の数値しか記載されていません。誰しも自分の住んでいる地区の被害想定が一番関心があるところだと思います。詳しくすることには色々抵抗があるのかもしれませんが、ユーザーとしてはそれを望みます。	区では被害想定として都が実施した「首都直下地震等による東京の被害想定」を用いており、都の想定結果公表は区別の被害数量まで、区内の地区別の被害数量の公表は行っていませんので、区としても、その単位での公表は想定しておりません。 なお、都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」の震度分布や被害の分布などを地図上で閲覧できる「東京被害想定デジタルマップ」を公表しています。
5	区内に住所を有する方	帰宅困難者・避難者対策の進捗状況の数値を含めた開示 現在既に帰宅困難者、避難者対策を進めておられると思いますが、それが現時点で具体的にどの程度進捗しているかが不明です。（たとえば帰宅困難者の一時受け入れ可能施設と人数の総数） 具体的な進捗を数値を含めて開示いただきたいです。もしすでに開示されているのであれば、防災計画に進捗状況としてまとめて見られるようにお願いします。	「帰宅困難者等一時受入施設と受入可能人数の総数」等、各種施策の進捗については、令和6年度に改定予定の「災害対策事業計画」においてお示しいたします。 また、各受入施設は民間施設のご協力により確保しており、事前の同意をいただいている施設に限り、区HPで名称・所在地を公表しております。各施設の受入人数や設備等に関する情報開示については、各施設の意向も踏まえて検討して参ります。
6	区内に住所を有する方	帰宅困難者の一時滞り場所と収容可能人数・トイレや給水等備蓄状況の開示 たとえば帰宅困難者等の一時滞り場所として雨風を凌いでトイレや給水、できれば暖房設備もある場所は、公共・民間を含めてどの場所で、どの程度の人数が収容可能かをあらかじめ明示・配布していただきたくお願いします。できれば区内の掲示板等に常時掲示していただきたいです。（住民用の避難所程度では帰宅困難者が迷うこととなります。） また夜間時にはそれらの施設が入場可能かどうか不安が残ります。被災時にはスマホ等の通信環境もどうなっているか不明なので、被災時にホームページ等で開示されても参照できないことが懸念されますので、あらかじめ掲示しておく必要があります。	「帰宅困難者等一時受入施設と受入可能人数の総数」等、各種施策の進捗については、令和6年度に改定予定の「災害対策事業計画」においてお示しいたします。 また、各受入施設は民間施設のご協力により確保しており、事前の同意をいただいている施設に限り、区HPで名称・所在地を公表しております。各施設の受入人数や設備等に関する情報開示については、各施設の意向も踏まえて検討して参ります。

7	区内に住所を有する方	<p>帰宅困難者一時滞在場所の拡大についての被災時の行政による指示</p> <p>59万人の帰宅困難者が一時滞在する場所の確保は、実際としてかなり困難が想定されますので、行政から私立も含めた学校や公共・民間施設等に対して、単にお願いレベルではなく、受け入れ指示・命令ができるようにあらかじめ条例等で定めおかれるようにお願いします。</p> <p>大学・高等学校等や公会堂・区役所等の公共施設では教職員や生徒以外の帰宅困難者も数千人・数万人単位での受け入れをお願いします。</p> <p>可能でしたら上記施設に（常勤者や生徒・住民だけでなく）帰宅困難者や避難者に対する災害用品の備蓄をお願いします。</p>	<p>帰宅困難者等一時受入施設については、主に民間施設（私立学校等含む）と協定を締結し、順次拡大しております。現時点では、条例等による受入指示・命令の検討は行っておりません。また、区有の公共施設については、原則区民を対象としております。</p>
8	区内に住所を有する方	<p>帰宅困難者一時滞在場所の臨時トイレ・テント等の配備</p> <p>現在帰宅困難者等が一時滞在する場所として区内の公園等が指定されていますが、多くは露天でトイレも少なく（夜間は使えない）、雨風を凌ぐこともできません。非常対策用の臨時トイレやテント等をすぐに使えるようにあらかじめご準備をお願いします。来所者の生命を守るためにはどうしても必要と思います。</p>	<p>帰宅困難者等一時受入施設が開設するまでの間、一時滞在する場所として「災害時退避場所」を指定しております。いただいたご意見については、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>
9	区内に住所を有する方	<p>住民以外の帰宅困難者・避難者に向けた避難所の利用について</p> <p>現在避難所は住民が避難するところと位置づけられておりますが、現実問題として住民以外の帰宅困難者や避難者を被災時にシャットアウトすることは人命救助の観点からも不可能です。一時滞在場所は現在風雨も凌げず、トイレも極めて少ない状況です。それを踏まえて避難所運営方法やマニュアルを見直していただきたい。</p>	<p>帰宅困難者等一時受入施設が開設するまでの間、一時滞在する場所として「災害時退避場所」を指定しております。いただいたご意見については、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>
10	区内に住所を有する方	<p>住民・通勤・通学者に向けた被災・被災準備時行動プランの開示</p> <p>これは住民・通勤・通学者も含めてですが、現在の千代田区防災計画は大変分厚くて行政向けに記載されており、被災時にどこを見れば良いかわからないです。住民・通勤・通学者等が被災時、あるいは被災に向けた準備にすぐに参照できるような印刷可能でカラーで見やすい。できれば対象者別・地域別（丸の内・神田・番町麹町九段等）の行動プランを作成・開示をお願いします。すでにそれがあれば各所に散在させることなく、まとめてホームページ上でも一か所で見られるようにお願いします。現在のホームページ上での掲載情報は項目単位に分かれて文字も多く、即時性や一目でわかる簡便さがなく、被災時に携帯しづらく、使い勝手はよくないです。外国語（英語・中国語・韓国語等）バージョンもお願いします。</p>	<p>区では、通勤・通学等の昼間区民向けの災害対応マニュアルを日本語版のほか英語版で作成しています。</p> <p>地区別の計画としては、区内では地区防災計画（地区居住者等で構成される防災区民組織、事業所等により自発的に行われるボトムアップ型の防災活動に関する計画）が策定されている地区があり、作成主体によってはそれぞれのホームページで公表されています。</p> <p>このほか、区内では、地域（町会）および地域事業所で構成される「帰宅困難者対策地域協会の」が地域別に設置され、地域に応じた防災訓練や災害対応の検討等が行われており、区では都と連携し、同会の活動を推進しています。</p> <p>さらに、区では、区民及び通勤・通学等の昼間区民も対象にした、一斉防災訓練（シェイクアウト訓練）等の実施に取り組んでいます。</p> <p>これらの取組みをはじめ、今後も、区では、見やすさや携帯性に配慮した計画作成、対象者別・地域別・外国語の計画作成等について、取り組んで参ります。ご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。</p>
11	区内に住所を有する方	<p>住民・通勤・通学者一体での地区単位防災訓練の実施</p> <p>いままでは防災訓練はたとえば番町地区では住民対象にまとめて年一回で、せいぜい消火器の使い方と講演、震度訓練等でしたが、住民だけでなく常勤者・生徒等も含めた地区ごとの防災訓練もご検討をお願いします。今年の正月の石川県での被災や飛行機事故でも日ごろの訓練がいかに大事かを痛感された方も多かったのではないかと思います。</p>	<p>地域ごとに実践的な防災訓練ができるよう検討して参ります。いただいた具体的なご意見・ご提案については、関係所管と情報を共有させていただきます。</p>
12	区内に住所を有する方	<p>千代田区災害対策・危機管理課発信情報の誤報・偽情報防止</p> <p>被災時は偽の千代田区災害関連情報が頻発されると思いますので、どれが真正な情報か見分け可能なように事前対応をお願いします。</p>	<p>災害時の情報発信についても、区公式SNSアカウント等から、正しい情報を適時適切に発信して参ります。</p>

※その他、意見募集期間後の提出1件